

岩手県告示第489号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨岩泉町長から次のとおり通知があった。

令和5年10月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年8月15日から同年10月20日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量